

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 常任委員会委員の選任について
- 日程第 4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 5 議長の常任委員会委員の辞退について
- 日程第 6 諸般の報告
- 日程第 7 行政報告
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市  
税条例の一部を改正する条例の制定について】
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】
- 日程第10 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和5年  
度上天草市一般会計補正予算（第1号）】
- 日程第11 議案第35号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第36号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第37号 上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第14 議案第38号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第39号 上天草市本と歴史の交流館条例の制定について
- 日程第16 議案第40号 上天草市歴史資料館条例の制定について
- 日程第17 議案第41号 上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第42号 令和5年度上天草市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第43号 令和5年度上天草市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第44号 令和5年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予  
算（第1号）
- 日程第21 議案第45号 令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第46号 財産の取得について
- 日程第23 同意第12号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについ

て

- 日程第24 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第25 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第26 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第27 報告第 6号 令和4年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第28 報告第 7号 令和4年度上天草市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について  
日程第29 報告第 8号 令和4年度上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
日程第30 報告第 9号 令和4年度上天草市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
日程第31 報告第10号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】  
日程第32 報告第11号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(14名)

議長 桑原 千知

- |           |          |           |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 北垣 洋   | 2番 井手口隆光 | 3番 木下 文宣  |
| 4番 何川 誠   | 5番 塩田 真一 | 6番 嶋元 秀司  |
| 7番 田中 辰夫  | 8番 何川 雅彦 | 9番 宮下 昌子  |
| 10番 西本 輝幸 | 11番 高橋 健 | 12番 小西 涼司 |
| 15番 田中 万里 |          |           |
- 

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |             |       |             |       |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 市長          | 堀江 隆臣 | 副市長         | 村田 一安 |
| 教 育 長       | 高倉 利孝 | 総務部長兼企画政策部長 | 坂田 結二 |
| 市民生活部長      | 水野 博之 | 経済振興部長      | 山本 一洋 |
| 建設部長        | 岩永 裕一 | 健康福祉部長      | 濱崎 裕慈 |
| 教育部長        | 赤瀬 耕作 | 水道局長        | 桑原 成明 |
| 上天草総合病院事務部長 | 須崎 朝幸 | 病院事業管理者     | 岸川 秀樹 |

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

|             |         |         |           |
|-------------|---------|---------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 山 川 康 興 | 局 長 補 佐 | 山 崎 大 勝   |
| 主 幹         | 四 丸 雄 介 | 主 事     | 松 原 ち ひ ろ |

---

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桑原 千知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番、北垣洋君。2番、井手口隆光君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（桑原 千知君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査をされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

令和5年第3回上天草市議会定例会の開催に当たり、委員会を開催し、議会運営及び提出議案等について審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日6月5日は開会、提案理由の説明、6月15日が議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は、予算決算常任委員会が6月15日と22日の2日間、その他の常任委員会が6月16日、19日、20日の3日間開催することとし、一般質問は、21日及び22日の2日間行います。6月27日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は25件。その内訳は、承認3件、条例7件、補正予算4件、同意1件、諮問3件、その他1件、報告6件です。

議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。

なお、議案第42号、上天草市一般会計補正予算（第2号）は、急施を要する案件であることから、委員会への付託を省略し、本日執行部からの説明を受け、質疑、討論を経て採決することに決定しました。また、同意第12号及び諮問第1号から諮問第3号については、人事案件であることから、委員会への付託を省略し、いずれも6月15日の本会議で、質疑討論を経て採決することに決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月27日までの23日間と決定いたしました。

### 日程第 3 常任委員会委員の選任について

○議長（桑原 千知君） 日程第3、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名することになっております。

ここで、委員の指名に先立ち御報告いたします。恒例により、委員会委員の選任の時期に合わせ、議長及び副議長の改選についても検討しているところですが、先般、全員協議会で協議した結果、引き続き、議長は私桑原が、副議長を田中万里議員が務めることになりましたので、まずもってこれを御報告いたします。

それでは、各委員会の委員を指名いたします。

総務常任委員に、井手口隆光君、塩田真一君、田中辰夫君、何川雅彦君、田中万里君、私、桑原千知の6名を。経済建設常任委員に、北垣洋君、何川誠君、嶋元秀司君、西本輝幸君の4名を。文教厚生常任委員に、木下文宣君、宮下昌子君、高橋健君、小西涼司君の4名を。そして、予算決算常任委員に14名全員を指名いたします。

それでは、ただいまから各常任委員会の正副委員長報告をいたします。

総務常任委員長、田中辰夫君。同副委員長、何川雅彦君。経済建設常任委員長、嶋元秀司君。同副委員長、何川誠君。文教厚生常任委員長、小西涼司君。同副委員長、宮下昌子君。予算決算常任委員長、木下文宣君。同副委員長、塩田真一君。

以上でございます。

日程第 4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（桑原 千知君） 日程第4、議会運営委員会の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名をいたします。

委員には、何川誠君、嶋元秀司君、田中辰夫君、何川雅彦君、宮下昌子君、小西涼司君、田中万里君の7名を指名いたします。

それでは、続けて正副委員長を報告いたします。

委員長に、何川雅彦君。同副委員長に何川誠君。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 次の案件は、私の案件に該当しますので、地方自治法第117条の規定により、退場し、副議長に交代いたします。

[桑原千知議長退場]

○副議長（田中 万里君） 議長案件ですので、副議長の私が進行を務めます。

よろしく願いいたします。

---

日程第 5 議長の常任委員会委員の辞退について

○副議長（田中 万里君） 日程第5、議長の常任委員会委員の辞退についてを議題といたします。

桑原議長から、委員会条例第2条第1項の規定により、総務常任委員会及び予算決算常任委員会の委員を辞退したい旨の申出がありました。議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、本会議の可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、常任委員会の委員として所属することは好ましくない。また、行政実例においても、議長の辞退を求めていることから、総務常任委員及び予算決算常任委員を辞退したいとするものです。

議長からの申出のとおり、総務常任委員会委員及び予算決算常任委員会委員の辞退について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（田中 万里君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、総務常任委員及び予算決算常任委員の辞退について同意することに決定しました。

桑原議長、入場を求めます。ここで、議長と交代いたします。お世話になりました。

[桑原千知議長入場]

---

日程第 6 諸般の報告

○議長（桑原 千知君） 日程第6、諸般の報告を行います。

令和5年第2回定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等については必要な方は、議会事務局で閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程第 7 行政報告

○議長（桑原 千知君） 日程第7、行政報告。

市長から行政報告の申出がありました。これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

令和5年第3回市議会定例会の開催に当たり、3月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

職員の人材育成の取組につきましては、4月25日に、地方創生に向けた人材育成に関するノウハウやネットワークを豊富に持つ一般財団法人地域活性化センターとの間において、持続可能な地域づくりの中核となる人材を育成することを目的とした連携協定を締結しました。今後は、この協定に基づき、市職員の人材育成に取り組んでまいります。

防災につきましては、6月1日に、令和5年度第1回上天草市防災会議を開催し、県の地域防災計画の見直しを踏まえ、本市の地域防災計画の改定を行いました。また、熊本地方気象台から、今年の梅雨の見通しや、南海トラフ地震の想定について説明を受け、参加者の間で情報共有を図りました。引き続き、関係機関との連携を深めるとともに、本市の防災体制の強化を図り、市民の安心安全に努めてまいります。

次に、企画政策部門でございます。

SDGsの取組につきましては、市民及び企業等への普及促進を図るため、5月11日に、リコージャパン株式会社熊本支社と、5月29日に、ヤマト運輸株式会社とそれぞれ連携協定を締結しました。今後は、この協定に基づき、市民向け企業向け及び教育現場向けのSDGsセミナーや広報活動等を実施することでSDGsの理解促進を図ってまいります。

上天草高校支援につきましては、4月20日に、慶應義塾大学大学院経営管理研究科慶応ビジネススクールの卒業生が組織するエンバコネクトの立会いのもと、上天草高校及び株式会社ギルドヒーローズと、熊本県立上天草高等学校の生徒のスキルアップに関する包括連携協定を締結しました。この協定に基づき、関係者が相互に協力をして、上天草高校生の起業家教育等への支援及びSDGsへの理解を促進し、生徒のスキル向上を図ることで、同校の魅力向上に取り組んでまいります。

地域おこし協力隊を活用した人材育成塾につきましては、4月20日に開塾式が行われました。

この人材育成塾には、21人の上天草高校生が受講をしており、公務員への就職や学力向上など、生徒の夢の実現に向けて地域おこし協力隊と連携しながらサポートしてまいります。

樋合リゾート開発につきましては、開発事業者である株式会社マリーゴールドホールディングスにおいて、5月19日に、第1期建築工事着手に伴う地鎮祭がとり行われました。第1期工事では、本館棟1棟のほか、宿泊棟12棟を整備され、工期は約12か月、令和6年夏頃の開業を予定されております。市としましては、今後も引き続き、平成31年2月に締結をした企業進出に関する協定に基づき、側面的な支援を実施してまいります。

デジタル化の推進につきましては、4月24日崇城大学で開催されましたDX推進に向けた実証実験の合同記者会見に出席をいたしました。この実証実験は、崇城大学を中心に、本市や銀行、IT企業、大学、放送局など21の異分野団体が参加をし、異業種分野の交流による新たな価値の創出に挑戦していく取組でございます。市としましても、この機会を有効活用して、市が持つ課題を提案し、その解決につなげられるよう積極的に参加をしてまいります。

デジタル田園都市国家構想交付金を活用しての4事業、統合版アプリの開発、道路台帳のデジタル化、図書館のデジタル化、オンライン塾の開設につきましては、4月3日に内閣府から交付決定を受けたところです。今後もデジタル化に向けた取組を確実に推進し、行政サービスの向上につなげてまいります。

次に、経済振興部門でございます。

産業振興につきましては、令和4年度まで、市外から転入をされ、新たに船員となられる方々にその家賃等の一部を上天草市定住促進事業船員等家賃補助金として助成をしてまいりましたが、令和5年度からは、船員のみならず新たに市内の事業所に就職された方々を対象とした上天草市雇用促進住居手当補助金を創設をいたしました。

また、コロナ禍や世界情勢による燃料費高騰の影響が残る中、市内事業者で、自転車運送業を主な生業とするものの将来的な経営の持続に資するため、新たに電気自動車等の省エネ次世代自動車の購入を促し、もって二酸化炭素の排出削減と市が推進するSDGsの取組につながるよう、上天草市運送事業者燃料費高騰に係る事業用省エネ次世代自動車等導入補助金を創設をいたしました。今後も、市内事業者の皆様の事業継続と雇用促進に努めてまいります。

観光振興につきましては、龍ヶ岳山頂自然公園の指定管理者により、これまで未使用だったテニスコートを新たにオートテントサイトとしてリニューアルし、4月29日から運営を開始しました。ゴールデンウィークも重なったことから、利用者も多かったと報告を受けております。また、ミューイ天文台においても、4月22日に天文イベントこと座流星群チャレンジを開催するなど、龍ヶ岳山頂自然公園の利用者の増加が図られております。

次に、建設部門でございます。

熊本市圏と宇城天草地域を結ぶ熊本天草幹線道路の整備促進につきましては、4月12日に、5市1町で組織する熊本天草間幹線道路整備促進期成会の一員として、国土交通省道路局並びに熊本県選出の衆参国会議員への要望活動に参加をし、事業推進及び早期完成に向けた要望活動を

行いました。また、5月26日には、本期成会の総会も開催をされ、熊本天草幹線道路のさらなる事業推進と早期完成を目指し、引き続き要望活動に取り組んでいくことを決議いたしました。

次に、市民生活部門でございます。

環境保全につきましては、熊本県において、6月第1日曜日を環境の日と定められており、本市も昨日175行政区の御協力をいただき、環境の日一斉清掃を実施しました。今後も、市民の環境に対する意識向上に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度分の国民健康保険税減免申請につきましては、5件、120万6,900円の減免を決定しております。

マイナンバーカードにつきましては、全国的にコンビニ交付での証明書の誤発行、公金口座の誤登録、マイナポイントの誤付与等のトラブルが発生しておりますが、本市においては、現在のところ、このような事案は確認されておられません。引き続き適切な事務の執行に努めてまいります。また、本市のマイナンバーカードの取得状況につきましては、本年4月末現在で、1万7,248件の交付が完了し、交付率は67.2%となっております。取得促進対策として、時間外窓口及び休日窓口の開設を9月末まで延長するとともに、マイナンバーカードの普及利活用に係る取組を推進し、取得率の向上に努めてまいります。

男女共同参画につきましては、本年3月に第4期上天草市男女共同参画推進計画を策定しました。計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、男女共同参画社会の実現を目指して、全庁的な取組を推進してまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

第4期上天草市地域福祉計画、地域福祉活動計画につきましては、3月30日に策定し、市ホームページなどで公表をいたしました。今後は、この計画に基づき地域福祉のさらなる推進を図るため、各施策に取り組んでまいります。

令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、住民税非課税世帯等に対し、令和4年11月から給付を開始し、令和5年3月31日現在で3,886世帯、1億9,430万円を給付しました。国及び県の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、ひとり親世帯分として221世帯、2,256万5,000円を、ひとり親世帯以外の世帯分として、124世帯、1,654万5,000円を5月30日にプッシュ型で給付いたしました。今後は、家計急変者等の要申請者について随時給付してまいります。

出産子育て応援給付金につきましては、令和4年4月以降に妊娠届出及び出産をされた方に対し、5月18日現在で、194人、1,470万円を給付しました。

特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の推進につきましては、市民の健康づくり並びに疾病及び重症化予防を推進することを目的に、4月26日に、熊本県信用組合と健康診査事業の推進に関する覚書を締結しました。この覚書締結により、熊本県信用組合は、特定健診及び後期高齢者医療健診を受診した者に対し、定期預金の金利の優遇を行うこととなり、同信用組合大矢野支店では、年利0.2%上乗せする健康と未来のかけ橋健診定期と名づけた定期預金の取扱いを

開始をいたしました。

新型コロナワクチン接種につきましては、国において、特例臨時接種の実施期間が令和6年3月31日まで延長され、令和5年においても、春開始接種及び秋開始接種を実施する方針が3月8日に発出されました。本市においても、国の方針に基づき、医師会等の関係機関と連携し、接種体制を整備するとともに、春開始接種につきましては、初回接種を終了した65歳以上の高齢者、5歳以上の基礎疾患を有する者及び医療従事者等を対象に5月8日から開始しました。

新型コロナワクチン接種に伴う移動困難者輸送支援事業につきましては、令和3年度から令和4年度まで4回にわたり実施し、延べ4,517人が利用されました。本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日から、季節性インフルエンザと同じ5類感染症へ移行することを踏まえ、本年3月31日をもって終了いたしました。

最後に、教育部門でございます。

令和5年度市内小・中学校の入学式につきましては、4月11日に挙行し、小学校153人、中学校170人の新入生が入学しました。これにより、5月1日現在の児童生徒数は、小学校1,009人、中学校563人の合計1,572人となり、前年度と比べますと、55人減少となりました。また、本年度からは、学校統合により校区の変更があった維和地区から4人の新入生が大矢野中学校に入学をし、真新しい制服で元気に通学をしています。

学校活動につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症対策として、子供たちのふれあいを通じた集団活動や体験的活動が制限されてきましたが、先ほども述べましたとおり、5月8日から5類感染症に移行したことなどにより、学校活動は活発してまいります。先日行われた体育大会等においても、大きな声援の中で児童生徒や保護者・地域一体となった取組が再開され、非常にうれしく感じたところでございます。

なお、今後の学校活動につきましては、コロナ禍を通じて再認識された学校の役割を果たすべく、積極的な取組がなされるとともに、学校ICTの活用など、新しい学びの在り方を踏まえた学校活動が推進されるよう期待をしております。本年3月11日と12日に開催した第51回天草パールラインマラソン大会につきましては、合計1,717人のランナーに参加をいただきました。コロナ禍前の参加者数と比較すると物足りなさをまだ感じますが、次回大会におきましては、今回の課題を整理し、開催方法や内容等の検討を行い、参加者の増加に取り組んでまいります。

現在整備中の上天草市本と歴史の交流館イコットにつきましては、本年3月末に建物本体工事が完成しました。今後は、10月供用開始に向け、歴史資料室の展示制作、外構整備工事及び天草四郎公園整備工事を進めるとともに、蔵書の移動など所要の準備を進めてまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

**○議長（桑原 千知君）** これで行政報告は終わりました。

- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について】
- 日程第 9 承認第 2 号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】
- 日程第 10 承認第 3 号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 号）】
- 日程第 11 議案第 35 号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 36 号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 37 号 上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 38 号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 39 号 上天草市本と歴史の交流館条例の制定について
- 日程第 16 議案第 40 号 上天草市歴史資料館条例の制定について
- 日程第 17 議案第 41 号 上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 42 号 令和 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 43 号 令和 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 44 号 令和 5 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 45 号 令和 5 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 46 号 財産の取得について

○議長（桑原 千知君） 日程第 8、承認第 1 号から、日程第 22、議案第 46 号までの以上 15 件を一括議題といたします。上程議案の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和 5 年第 3 回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告及びその承認を求めることについての承認案件 3 件、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についての条例議案 7 件、令和 5 年度上天草市一般会計補正予算（第 2 号）などの予算議案 4 件、財産の取得についてのその他議案 1 件、人事案件として、上天草市固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについての同意案件 1 件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問案件 3 件を提出しております。

諮問案件を除く各議案の詳しい内容につきましては、所管部長より説明をいたしますので、議

員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、順次、提案理由及び提案内容の説明を求めます。

まず、承認第1号及び承認第2号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

承認第1号、専決処分報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第7号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成5年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。したがって、単なる条文、条項の整理のための改正も多数行われておりますので、こうした形式的な改正については説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の1ページをお願いいたします。

第46条につきましては、地方税共同機構が実施する地方税共通納税システムによる市税の電子納付に対応するため、納付書にQRコード等を印刷した様式を新たに追加するものでございます。関係条項としましては、第48条、第50条、第98条及び第101条でございます。

4ページをお願いいたします。

附則第8条につきましては、個人市民税の肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税特例の適用期限を3年間延長するものでございます。附則第10条につきましては、令和3年度の税制改正による法附則第64条を削る改正規定の施行に伴い、読替規定から除外するものでございます。

6ページをお願いいたします。

附則第10条の2につきましては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税課税額の課税標準の特例措置を地方税法で定められた参酌基準の3分の1とするものでございます。附則第10条の3につきましては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税課税額の減額措置の申告手続を新たに定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

附則第10条の4につきましては、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用期限を2年間延長するものでございます。附則第10条の5につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用期限を2年間延長するものでございます。附則第10条の6につきましては、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けるための申告手続を新たに定めるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の時的な軽減措置に係る規定を削除するものでございます。附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割において講じている燃料燃費性能等のすぐれた軽自動車を取得した翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例の適用期限を、50%軽減延長の対象につきましては3年間、25%軽減の対象につきましては2年間延長するものでございます。

13 ページをお願いいたします。

附則第17条の2につきましては、個人市民税における優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合等の長期譲渡所得に係る課税の特例を3年間延長することを定めるものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。併せて説明資料14ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第8号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。第2条及び第23条第1項につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。第23条第1項第2号及び第3号につきましては、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額について、5割軽減と2割軽減の基準額を見直すものでございます。軽減判定所得の算定に用いる被保険者及び特定同一世帯所属者一人に乗すべき額を、5割軽減の場合は、28万5,000円から29万円に、2割軽減の場合は、52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行による地方税法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、承認第3号を、総務部長。

○総務部長兼企画政策部長（坂田 結二君） よろしく願いいたします。

議案書9ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

令和5年度上天草市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり、4月28日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、新型コロナワクチンの追加接種を行うため並びに低所得のひとり親世帯及びその他住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付金を支給するため、6月補正予算の計上を待たずして事業に着手する必要がある緊急的な経費について、専決処分により予算措置を行ったものでございます。100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億1,645万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を212億9,173万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金は5,844万8,000円の増額でございます。内容として、15（目）衛生費国庫負担金が、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を増額するものでございます。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は5,800万9,000円の増額でございます。内容として、15（目）民生費国庫補助金が、子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分及びその他世帯分の給付に係る国交付金3,790万8,000円を増額するものでございます。20（目）衛生費国庫補助金が、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る国庫補助金2,010万1,000円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて説明いたします。

7ページをお願いいたします。

20（款）民生費、15（項）児童福祉費は3,790万8,000円の増額でございます。主なものとして、20（目）児童手当費が、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯等に給付する子育て世帯生活支援特別給付金1,675万円などを増額するものでございます。25（目）母子父子福祉費が、子育て世帯のひとり親世帯に給付する子育て世帯生活支援特別給付金1,945万円などを増額するものでございます。

25（款）衛生費、10（項）保健衛生費は7,854万9,000円の増額でございます。主なものと

いたしまして、20（目）予防費が、新型コロナワクチンの小分け作業等に従事する職員の時間外勤務手当132万円、ワクチン接種を行う医療機関への報償費738万円、接種券付予診票を発送するための郵便料161万1,000円、ワクチン接種に係る委託料5,611万6,000円、時間外、休日にワクチン接種を実施する場合に加算する委託料233万2,000円、医療機関が行う予約受付業務の委託料354万6,000円、接種券付予診票の印刷・封入業務の委託料360万円などを増額するものでございます。

以上が、専決処分報告及びその承認を求めることについての概要でございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、議案第35号及び議案第36号を、市民生活部長。

**○市民生活部長（水野 博之君）** よろしくお願いたします。

議案書10ページをお願いいたします。併せて説明資料の21ページをお願いいたします。

議案第35号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されたこと及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

なお、森林環境税につきましては、平成31年度税制改正において、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税であり、令和6年度から、市民税、県民税の均等割に合わせて負担いただくものでございます。

続いて、この条例について、新旧対照表で御説明いたします。

単なる条文、条項の整理のための改正も多数行われておりますので、こうした形式的な改正については説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。

第34条の9につきましては、配当割額、または、株式等譲渡所得割額を課され、所得割の額から控除出来ない場合、均等割、または、森林環境税から控除するものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

第36条の3の2につきましては、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化するものでございます。この改正は、令和7年1月1日から施行するものでございます。

22ページをお願いいたします。

第38条につきましては、森林環境税を市民税に合わせて賦課し、徴収することとするものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

23ページをお願いいたします。

第41条につきましては、納税通知書に記載すべき個人の市民税の納付額に森林環境税額を追加するものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。第44条につきましては、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収額に森林環境税額を含めるものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

25ページをお願いいたします。第47条につきましては、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収額の普通徴収税額への繰入れに森林環境税額を含めるものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

26ページをお願いいたします。

第47条の2につきましては、公的年金に係る個人の市民税の特別徴収額に森林環境税額を含めるものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

27ページをお願いいたします。

第47条の6につきましては、公的年金に係る個人の市民税の特別徴収額の普通徴収税額への繰入れに森林環境税額を含めるものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

28ページをお願いいたします。

第82条につきましては、軽自動車税の種別割に係る三輪の特定小型原動機付自転車の区分をミニカーの区分から除外し、原動機付自転車の区分とするものでございます。この改正は、令和5年7月1日から施行するものでございます。

附則第15条の2及び附則第16条の2につきましては、不正行為により生じた軽自動車税の環境性能割、または、種別割の納税不足額について、自動車メーカーから徴収する際に加算する割合を変更するものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書14ページをお願いいたします。併せて説明資料30ページをお願いいたします。

議案第36号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正を踏まえ、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び上天草市手数料条例の一部を改正する条例の規定の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、これまでの個人番号カードに記録されていた利用者証明用電子証明書が個人番号カード用利用者証明用電子証明書と整理され、また、新たに自己に係る利用者証明用電子証明書を移動端末設備用利用者証明用電子証明書として、移動端末設備スマートフォンに搭載可能となることから、第1条の上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例及び第2条の上天草市

手数料条例において、それぞれの電子証明書の表記を区分し、移動端末設備スマートフォンを用いて、多機能端末機コンビニエンスストア等のマルチコピー機による印鑑登録証明書、戸籍謄本等の交付を可能とするため、関係規定の整備を行うものでございます。なお、この移動端末設備スマートフォンを用いたコンビニ交付サービスの運用が年内に開始される予定であることから、この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正を踏まえ、移動端末設備スマートフォンを用いて、多機能端末機コンビニエンスストア等のマルチコピー機による印鑑登録証明書、戸籍謄本等の交付を可能とするため、関係条例を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第37号及び議案第38号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書16ページをお願いいたします。併せて説明資料35ページをお願いいたします。

議案第37号、上天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、上天草市重度心身障害者医療費助成事業の財源としている熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金の交付要領が改正されたことを踏まえ、重度心身障害者の医療費の自己負担を軽減するため、関係規定を整備するものでございます。内容といたしましては、重度心身障害者医療費助成の対象となる一部負担金の定義について、重度心身障害者の医療費の自己負担を軽減するため、国、または、地方公共団体の法令等による全ての公費負担医療と重度心身障害者医療費助成制度を併用可能とするものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。

提案理由といたしましては、重度心身障害者医療費助成制度と併用できる公費負担医療を拡充することで、重度心身障害者の医療費の自己負担を軽減するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書18ページをお願いいたします。併せて説明資料37ページをお願いいたします。

議案第38号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業所に配置する放課後児童支援員の病気や事故等による休職等に伴う放課後児童健全育成事業の休止等を防止し、放課後児童

支援員の確保を可能とするため、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、事業所で従事する放課後児童支援員の要件を緩和するための関係規定を整備するものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業所に配置された放課後児童支援員の病気や事故等による休職等に伴う放課後児童健全育成事業の休止等の防止及び放課後児童支援員の確保を可能とするため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、議案第39号から議案第41号を、教育部長。

**○教育部長（赤瀬 耕作君）** よろしくお願いたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第39号、上天草市本と歴史の交流館条例の制定について御説明いたします。

上天草市本と歴史の交流館は、市民に教育活動及び文化活動の交流を行う場を提供し、生涯学習の振興及び市民の文化的教養の向上を図るための施設として開館予定でございます。この条例の主な内容としましては、上天草市本と歴史の交流館の位置、休館日及び開館時間のほか、使用の許可、使用料等について定めるものでございます。

なお、この条例は、令和5年10月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第1項の規定により、上天草市本と歴史の交流館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるとございます。

これが、この議案を提案する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書24ページをお願いいたします。

議案第40号、上天草市歴史資料館条例の制定について御説明いたします。

上天草市歴史資料館は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、上天草市の歴史、文化及び自然に関する資料の展示等を行う施設として開館予定でございます。

この条例の主な内容といたしましては、歴史資料館の業務、休館日及び開館時間のほか、撮影等の許可の基準、歴史資料館運営協議会の設置等について定めるものでございます。なお、この条例は、令和5年10月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第1項の規定により、上天草市歴史資料館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるとございます。

これが、この議案を提案する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書28ページをお願いいたします。併せて説明資料40ページをお願いいたします。

議案第41号、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、上天草市本と歴史の交流館の設置に伴い、大矢野町の市立図書館を当該交流館内

に移設することから、図書館の名称、位置等を変更するとともに、図書の貸出し方法、手続等を見直すため、関係規定を整備するものでございます。

主な内容といたしましては、第2条につきましては、上天草市立大矢野森記念図書館の名称を、上天草市立大矢野図書館に変更し、位置を上天草市本と歴史の交流館の住所に変更するものでございます。

第4条につきましては、午前10時から午後7時までを、上天草市立大矢野図書館の開館日、開館時間として定めるものでございます。第9条から第22条につきましては、図書館の貸出し可能冊数の変更や自動貸出し機の導入に伴う貸出し方法、手続等を見直すに当たり、今後の利用者ニーズの柔軟な対応を可能とするため、本条から削除し、教育委員会規則で定めることとするものでございます。

なお、この条例は、一部の規定を除き、令和5年10月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市本と歴史の交流館の設置に伴い、図書館の名称、位置等を変更するとともに、図書の貸出し方法手続等を見直すため、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、議案第42号を、総務部長。

**○総務部長兼企画政策部長（坂田 結二君）** よろしく願いいたします。

議案書30ページをお願いいたします。

議案第42号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回先議としてお願いしております予算は、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援が必要な事業に係るもので、最終的には、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金での財源調整を行うものでございます。なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ2億9,377万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を215億8,551万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金は2億9,377万9,000円の増額でございます。内容として、10（目）財政調整基金繰入金が、歳出予算との調整により増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

20（款）民生費、10（項）社会福祉費は、1億4,498万円の増額でございます。主なものと

いたしまして、10（目）社会福祉総務費が、令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯及び令和5年1月以降の家計急変世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給するために必要なシステム改修業務委託料165万円、同給付金1億3,800万円などを増額するものでございます。

20（款）民生費、15（項）児童福祉費は299万円の増額でございます。内容といたしまして、15（目）児童措置費が、私立保育所及び認定こども園を対象に、食材料費の値上げ相当額を支援する補助金を増額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

25（款）衛生費、10（項）保健衛生費は7,682万6,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15（目）保健衛生施設費が、市内で公衆浴場等を有するスパ・タラソ天草を管理運営する指定管理者への支援金445万4,000円を増額するものでございます。30（目）環境衛生費が、省エネ家電の買換えを促進するための補助金7,000万円などを増額するものでございます。

35（款）農林水産業費、10（項）農業費は3,540万円の増額でございます。内容といたしまして、20（目）農業振興費が、農業者及び市内に本社を置き、農業経営を行う法人に対して支援する補助金を増額するものでございます。

35（款）農林水産業費、20（項）水産業費は3,358万3,000円の増額でございます。内容といたしまして、15（目）水産振興費が、漁業者及び養殖業者に対して支援する補助金420万9,000円、国の漁業経営セーフティネット構築事業を活用する漁業者に対する補助金の燃油分529万5,000円、飼料分2,407万9,000円を増額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） これから、議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 8ページですけれども、上天草市省エネ家電買換え促進補助金の7,000万円についてです。これは、予算として1,000世帯、補助率は2分の1で上限7万円ということですが、上天草市には1万1,200世帯ほど世帯数があると思いますが、この1,000世帯とされた根拠及び上限7万円という数字の根拠を、まず、教えていただけますでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 今回の補正予算につきましては、議員御指摘のとおり、1,000世帯の7万円ということで計上させていただいております。これは、省エネ家電への買換え

というところで、この程度の需要ではないかというところでありまして、事業開始後に、早期に予算枠の上限となった場合には、追加予算の是非についても改めて検討したいとは考えております。これは、あくまでもまず市民の需要の程度がどの程度あるかという部分が検討課題となるのかなと思っております。

それと、補助限度額の7万円についてですけれども、こちらにつきましては、家電量販店が少ない本市の地域性、近隣市町や都市部の家電取扱い業者における家電販売価格の状況を考慮するとともに、市民の負担軽減と市内事業者に対する経済効果を考慮して、限度額を7万円としております。また、省エネ効果が大きいエアコン、冷蔵庫等の高額家電買換えの際に、一定の補助割合が確保できる金額として上限額を設定させていただいているところです。御理解をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 市内業者ということですが、市内業者、その電気製品扱っている業者は、そんなに多くはないかなと思うんですけども、できれば、これ旧町ごとにどれぐらい事業者があるのか教えていただけますか。前もって聞いてたけど。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 申し訳ありません。旧町ごとに何社あるかという部分については掴んでおりません。ただ、私どもが掴んでいる部分としましては、管内事業者としては、本市に対して、家電空調等の指名願を提出しておられる事業所、また、量販店、プレミアム商品券の取扱い事業者等から、関係する管内事業所を24事業所と判断しております。

本日、先議予算の御承認をいただきますと、早速、この事業者へ案内の上、週末には説明会の実施を考えているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 担当課に伺ったときに、ちょっと私ばつと自分自身でどういう業者が町内にいらっしゃるのかというのが思い浮かばなかったものですから、例えば、姫戸・龍ヶ岳なんか、あるのかなと思ったものですから聞いたんですけど、各4町にそれぞれあるということですので、ぜひ、そこで利用していただければと思います。

それで、告知ですけども、もし、これが承認されて決まった時点で、広報とかホームページとかに掲載されると思うんですけども、業者がどこの業者が、旧町内ごとにどこの業者ですよみたいなことも一緒に告知されるんですよね。分かるように、そこはお願いしたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 本日、予算の先議をいただきますと、この後、先ほど申しましたように、週末には、事業者に対しての説明会等、また、内容を詰めていきますけれども、広報の今月号15日発行号には、一定の情報を市民の方々に提供していきたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決いたします。議案第42号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決しました。

ここで、10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時13分

○議長（桑原 千知君） 休憩に引き続き会議を開きます。

次に、議案第43号について、提案理由及び議案内容の説明を、総務部長。

○総務部長兼企画政策部長（坂田 結二君） よろしくお願いたします。

議案書31ページをお願いいたします。

議案第43号、令和5年度上天草市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億759万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を216億9,311万5,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費は、55（款）教育費、20（項）中学校費、大矢野中学校教室等改修事業6億6,321万4,000円を令和6年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表の地方債の補正は、過疎対策事業債を1,910万円増額するなど、起債限度額の合計を36億899万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金は444万8,000円の増額でございます。内容といたしまして、10（目）民生費国庫負担金が、母子生活支援施設等国庫負担金を増額するものでございます。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は3,404万2,000円の増額でございます。主なも

のといたしまして、10（目）総務費国庫補助金が、地域経済循環創造事業交付金3,333万3,000円などを増額するものでございます。

70（款）県支出金、10（項）県負担金は222万4,000円の増額でございます。内容といたしまして、10（目）民生費県負担金が、母子生活支援施設等県費負担金を増額するものでございます。

70（款）県支出金、15（項）県補助金は158万円の増額でございます。主なものといたしまして、45（目）教育費県補助金が、令和5年度地域づくり夢チャレンジ推進補助金134万4,000円などを増額するものでございます。

80（款）10（項）寄附金は750万円の増額でございます。内容といたしまして、40（目）総務費寄附金が、企業版ふるさと納税直接寄附分を増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金は2,895万4,000円の増額でございます。内容といたしまして、10（目）財政調整基金繰入金が、歳出予算との調整により増額するものでございます。

95（款）諸収入、35（項）雑入は859万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15（目）雑入が、コミュニティ助成事業助成金100万円、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金759万9,000円を増額するものでございます。

99（款）10（項）市債は2,020万円の増額でございます。主なものといたしまして、55（目）過疎対策事業債が、漁港機能保全計画策定事業補助ソフト250万円を減額する一方、水産物供給基盤機能保全事業250万円、スパ・タラソ天草施設整備改修事業190万円、子ども医療費助成事業ソフト250万円、市道改良事業社交金1,400万円などを増額するものでございます。75（目）合併特例債が、大矢野中学校校舎改修事業3,270万円を減額する一方、漁港施設整備事業210万円、下貫漁港浚渫事業390万円、漁港施設維持管理事業190万円を増額するものでございます。94（目）学校教育施設等整備事業債が、大矢野中学校校舎改修事業2,590万円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

15（款）総務費、10（項）総務管理費は1,393万円の増額でございます。内訳といたしまして、30（目）財産管理費が、公共施設等への太陽光発電設備等導入の可否を判断する調査支援業務委託料1,013万3,000円を増額するものでございます。45（目）企画費が、一般社団法人自治総合センターの令和5年度コミュニティ助成事業について、1団体が採択されたことに伴う助成金100万円を増額するものでございます。55（目）支所及び出張所費が、龍ヶ岳地域の活性化を図る取組を実施する地域おこし協力隊を任用することに伴う協力隊員の報償費163万1,000円、協力隊員の活動助成金116万6,000円を増額するものでございます。

20（款）民生費、15（項）児童福祉費は889万6,000円の増額でございます。内容といたし

まして、25（目）母子父子福祉費が、母子生活支援施設の利用者増加に伴い、施設等措置費889万6,000円を増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

20（款）民生費、20（項）生活保護費は161万4,000円を増額でございます。主なものとして、10（目）生活保護総務費が、生活保護費の基準改定に伴うシステム改修委託料141万9,000円などを増額するものでございます。

25（款）衛生費、10（項）保健衛生費は189万4,000円を増額でございます。内容として、15（目）保健衛生施設費が、スパ・タラソ天草の施設整備修繕費189万4,000円を増額するものでございます。

35（款）農林水産業費、20（項）水産業費は644万8,000円を増額でございます。主なものとして、20（目）漁港管理費が、樋合漁村センター下水管沈下の補修などの修繕費231万1,000円を増額するものでございます。25（目）漁港建設費が、令和6年度に事業を後ろ倒しする小屋河内漁港機能保全計画策定見直し業務委託料2,400万円及び千束漁港機能保全計画策定見直し業務委託料1,500万円を減額する一方、令和5年度に事業を前倒しする牟田漁港機能保全計画策定見直し業務委託料3,400万円、下貫漁港のしゅんせつに係る深淺測量業務委託料363万9,000円、牟田漁港1号防波堤の本体工が腐食し、施設機能が低下した状態にあることから実施する牟田漁港1号防波堤機能保全対策工事費500万円などを増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

40（款）10（項）商工費は5,000万円の増額でございます。内容として、15（目）商工振興費が、天草海洋リゾート基地建設構想における民間事業者による樋合リゾート開発にあたり、株式会社マリーゴールドホールディングスへの支援としての補助金を増額するものでございます。

40（款）土木費、15（項）道路橋梁費は1,100万円の増額でございます。内容として、15（目）道路新設改良費が、市道高戸樋島線の新設橋梁の橋台基礎の位置及び基礎工法を決定するための地質調査業務委託料を増額するものでございます。

45（款）土木費、25（項）港湾費は210万4,000円を増額でございます。内容として、10（目）港湾管理費が、上天草港阿村港区鬼塚水門などの施設維持管理に係る修繕費を増額するものでございます。

50（款）10（項）消防費は161万8,000円を増額でございます。内容として、15（目）非常備消防費が、退団した消防団員に支給する功労金が不足するため、退団者功労金を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

55（款）教育費、30（項）保健体育費は201万6,000円を増額でございます。主なものとして、10（目）保健体育総務費が、企業版ふるさと納税寄附金により実施するバスケットボール教室等開催業務委託料315万円などを増額するものでございます。

70(款)諸支出金、20(項)基金費は501万円の増額でございます。内訳といたしまして、110(目)上天草市学校教育施設整備基金費が、旧大道中学校の有償貸与する財産処分の承認に係る国庫納付金相当額以上の額を学校施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立てるため、積立金145万9,000円を増額するものでございます。140(目)上天草市まち・ひと・しごと創生基金費が、企業版ふるさと納税寄附金からバスケットボール教室等関係業務委託料を差し引いた残額を積み立てるため、積立金355万1,000円を増額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長(桑原 千知君)** 次に、議案第44号及び議案第45号を、健康福祉部長。

**○健康福祉部長(濱崎 裕慈君)** よろしくお願ひいたします。

議案書32ページをお願いいたします。

議案第44号、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について御説明いたします。

予算書15ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳出予算のみを補正するものでございます。

歳出について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

10(款)総務費、15(項)徴税費は89万1,000円を増額でございます。内容といたしまして、10(目)賦課徴収費が、令和6年1月から、産前産後4か月間の国民健康保険税を免除する制度の施行予定に伴い、システム改修業務委託料89万1,000円を増額するものでございます。

55(款)10(項)10(目)予備費は、歳出予算の調整のため、89万1,000円を減額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書33ページをお願いいたします。

議案第45号、令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

予算書21ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,950万6,000円とするものでございます。

24ページをお願いいたします。

第2表地方債は、辺地対策事業債の起債限度額を50万円とし、利率、借入れ先、償還の方法を定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。

40(款)10(項)市債は50万円の増額でございます。内容といたしまして、20(目)辺地対策事業債が、辺地総合整備計画に基づく湯島診療所整備事業に充てるため、50万円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

10(款)総務費、10(項)総務管理費、20(目)医療費は、辺地対策事業債の計上に伴い、特定財源と一般財源の50万円を組み替えるものでございます。

20(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、50万円を増額するものでございます。

以上が、令和5年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**○議長(桑原 千知君)** 次に、議案第46号を、総務部長。

**○総務部長兼企画政策部長(坂田 結二君)** よろしくをお願いいたします。

議案書の34ページをお願いいたします。

議案第46号、財産の取得について御説明いたします。

この議案は、上天草市消防設備等整備事業計画に基づき、小型動力ポンプ6台、普通車の小型動力ポンプ付積載車を1台及び軽自動車の小型動力ポンプ付積載車2台を取得するものでございます。

取得の相手方は、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社で、取得金額は2,481万9,740円でございます。

提案の理由といたしましては、財産を取得するには、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

日程第 2 3 同意第 1 2 号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第 2 3、同意第 1 2 号を議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしくお願いいいたします。

議案書 3 5 ページをお願いいいたします。

同意第 1 2 号、上天草市固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、市長の指揮を受けて、固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助する固定資産評価委員を選任するものでございます。本市においては、この固定資産評価員に税務課長を充てており、4月の人事異動に伴う税務課長の異動によりまして新たに選任するものでございます。

選任する者の氏名は、杉本恒明市民生活部税務課長でございます。住所、生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、固定資産評価委員の選任については、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

---

日程第 2 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 6 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第 2 4、諮問第 1 号から、日程第 2 6、諮問第 3 号までの以上 3 件を一括議題とします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書 3 6 ページから 3 8 ページをお願いいいたします。併せて委員等の同意等議案に関する資料 1 ページから 3 ページまでお願いいいたします。

諮問第 1 号から第 3 号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて諮

間させていただきます。

今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するにあたり議会に意見を求めるものでございます。

諮問を求める者の氏名は、再任の濱邊志恵氏、塚田久美子氏、新任の村川和敬氏でございます。

住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。

なお、任期は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間でございます。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

---

日程第27 報告第6号 令和4年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第28 報告第7号 令和4年度上天草市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第29 報告第8号 令和4年度上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第30 報告第9号 令和4年度上天草市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第31 報告第10号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

日程第32 報告第11号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

○議長（桑原 千知君） 日程第27、報告第6号から、日程第32、報告第11号を行います。執行部から説明を求めます。

まず、報告第6号及び報告第7号を、総務部長。

○総務部長兼企画政策部長（坂田 結二君） よろしく願いいたします。

議案書39ページをお願いいたします。

報告第6号、令和4年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越しましたので、御報告いたします。

繰越明許費繰越計算書1ページをお願いいたします。

15（款）総務費、10（項）総務管理費、入札参加資格審査申請システム導入事業をはじめ、

全53件中45件を繰越しております。なお、令和5年度への繰越総額は、21億574万3,334円となっております。

以上で、報告を終わります。

続きまして、議案書40ページをお願いいたします。

報告第7号、令和4年度上天草市一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため、年度内に支出を終わらなかった事業に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越しましたので御報告いたします。

事故繰越繰越計算書1ページをお願いいたします。

35(款)農林水産業費、20(項)水産業費は、水産物供給基盤機能保全事業について、新型コロナウイルス感染症の影響による工場稼働の縮小等により、鋼材の購入に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため、7,355万3,072円を繰越しております。

45(款)土木費、15(項)道路橋梁費は、市道高戸樋島線道路改良事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、設計に必要な橋台位置の地元協議が実施出来ず、年度内の完成が困難となったため、1,048万140円を繰越しております。

以上で、報告を終わります。

**○議長(桑原 千知君)** 次に、報告第8号を、水道局長。

**○水道局長(桑原 成明君)** よろしく申し上げます。

議案書41ページをお願いいたします。

報告第8号、令和4年度上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算に定めた建設改良費を翌年度に繰越しましたので、同条3項の規定により御報告いたします。

繰越計算書1ページをお願いいたします。

中央配水池代替対策工事1,320万円、田端地区配水管布設工事その2、1,287万円、寺尾地区配水管布設替工事274万5,000円を、令和5年度へ繰越しております。

また、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により、年度内に支出負担行為をしましたが、事業計画の見直し等により不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため支出が終わらなかった水道事業再構築計画等作成業務委託3,670万につきましても、翌年度に繰越しております。

以上で、報告を終わります。

**○議長(桑原 千知君)** 次に、報告第9号を、建設部長。

**○建設部長(岩永 裕一君)** よろしく申し上げます。

議案書42ページをお願いいたします。

報告第9号、令和4年度上天草市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算に定めた建設改良費を翌年度に繰越しましたので、同条第3項の規定により御報告いたします。

繰越計算書1ページをお願いいたします。

まず、地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰越しについて御説明いたします。

上天草市下水道ストックマネジメント計画に基づく処理場改築工事につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止する必要があったことから、工事に不測の日数を要したため、2,000万円を繰越しております。また、処理場耐震対策工事につきましては、前日の工事の進捗に合わせて発注する計画としていたため、110万円を繰越しております。

続きまして、下水道不明水調査業務委託につきましては、計画に関する諸条件の検討に期間を要したため、214万8,000円を繰越しております。

次に、2ページをお願いいたします。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による予算の繰越しについて御説明いたします。

処理場水処理施設改築実施設計作成業務委託につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止する必要があったことから、業務に不測の日数を要したため、1,356万8,000円を繰越しております。

以上で、報告を終わります。

**○議長（桑原 千知君）** 次に、報告第10号を、経済振興部長。

**○経済振興部長（山本 一洋君）** 議案書43ページをお願いいたします。併せて説明資料48ページをお願いいたします。

報告第10号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第6号、和解及び損害賠償額の決定について。令和3年12月23日に、上天草市松島町合津6215番地17地先において発生したペーロン船の管理作業時における損害事故に関し、令和5年3月30日に専決処分を行い、和解の相手方との間で損害賠償額を決定し、和解したものでございます。

この事故は、観光おもてなし課の職員及び当該和解相手であるペーロン船を管理している団体の職員が、当該場所で、市が所有するペーロン船をクレーンで上架し点検していたところ、クレーンのワイヤーが破断し、乗船して作業中であった当該和解の相手方が負傷したものでございます。

和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。今後、再発防止のため、事故防止及び安全管理について指導を徹底してまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、報告第11号を、建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） よろしくお願ひいたします。

議案書44ページをお願ひいたします。併せて議案説明資料51ページをお願ひいたします。

報告第11号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第10号、和解及び損害賠償額の決定について。令和5年3月28日、上天草市姫戸町の市営二間戸団地において発生した車両損傷事故に関し、令和5年5月22日に専決処分を行い、車両の所有者と損害賠償額を決定し、和解したものでございます。

この事故は、市営二間戸団地1号棟のひさしが老朽化により剥離し、落下したため、当該場所に駐車していた軽乗用車に損害を与えたものでございます。

和解の相手方、損害賠償額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。今後、施設の安全管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、報告は終わりました。本日の日程は全部終了いたしました。

明日6日から14日までは議案研究のため休会し、次の本会議は、6月15日の午前10時から、議案質疑及び委員会付託となっております。なお、質疑をされる方は、6日の正午までに通告書の提出をお願ひいたします。また、一般質問をされる方は、7日の正午までに通告書の提出をお願ひいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時42分